

7. 市町協働の事業設計と事務処理の標準化（広島県東広島市）

■支援費から地域生活支援事業への円滑移行に向けて

地域生活支援事業の新しい枠組みを始めるにあたり、支援費制度で定着していた移動支援事業、日中一時支援事業などを始め、地域活動支援センターや福祉ホーム等の各事業の形態や基準などの制度設計について、具体的な方向性が見えず市町担当者間に不安があった。特に、自立支援法関連の大量の事務がある中で、市町が個別に準備作業を進めて対応できるのかという点は大きな不安であった。

市町担当者だけでなく、利用者から見ても、東広島市に住んで市外の事業所を使っている場合、単価が異なったり、利用者負担の支払い手続きが煩雑になるおそれがある。また、複数市町の利用者を抱えた事業者から見ても、ようやく支援費制度の請求方法（国保連における一括処理）が定着してきたところで、市町ごとに単価や請求方法がばらつくのでは混乱する恐れがある。

そこで、各市町の独自性を生かしつつも、効率的・効果的に準備作業を進め、利用者・事業者・市町担当者いずれもが円滑に支援費制度から地域生活支援事業の新しい仕組みに移行できるよう、協働で事業内容を調整し情報交換を進めようと東広島市が近隣市に声をかけ、趣旨に賛同した県内各市が協働で準備作業を進めることになった。具体的には、県の中央部に位置する東広島市に定期的に担当者が集まり、調整会議で情報交換と事業内容の調整を進めることとした。

■市町協働から県全体の取組みへ

当初、広島県は、市町事業なので特段の調整はしないという方針であったが、市町だけの協

議では取組みに限界があるため、調整会議の3回目からは県担当者にも参加を依頼し、市町から県への要望事項をあげ、持ち帰って県に検討してもらうことを繰り返した。

市の調整会議での検討結果のみでは、各市に持ち帰った際に強制力を持たせることはできないため、調整がついた内容については、県から統一方針を文書として発信してもらうことが重要であった。調整会議の結果を受けて県が文書を出した主な内容は以下の2点である。

- ①ガイドヘルパー研修をどう位置づけるか、研修事業者をどうするか、従来の研修をどうするか、これからどういう研修にしていくか。
- ②福祉ホームに対する運営費補助を市町の事業として位置づけるにあたって、福祉ホーム所在自治体に過度な費用負担が発生しないように、福祉ホーム利用者が入居前に住んでいた自治体の費用負担のルールを作成した。また、県外については県が窓口となって調整することになった。

地域生活支援事業の「地域」とは何か、きわめて難しい。これまで支援費では、どの自治体に住んでいてもいろいろな事業者を使えるという仕組みを構築していたので、地域生活支援事業の仕組みでも「地域」は、およそ県単位くらいでないと整合がとりにくい面がある。

市町村の独自性ということを考えると、県単位で整合を取ることは賛否両論あるが、仕組みは利用者にとって、事業者にとって、分かりやすく、また納得いくものでなければならぬ。（例：同じ事業者が提供するサービスを受けても、利用者の援護自治体によって単価や利用者負担が違うという事態は極力避けるべき）

■国保連システムを活用した請求事務の一元

化

地域生活支援事業のうち、これまで国保連で請求事務を実施していたサービス（移動支援、日中一時支援、デイサービス）について、事業者が市町個別の単価・様式で市町個別に請求するという事務の煩雑さを回避するため、従来どおり国保連で一括実施してもらうこととした。

この方針が決定してから、調整会議の主目的は、国保連で円滑に事務処理を進めるための各市町共通の枠組みでの単価表の作成となった。各市町はこの単価表の中から、各事業にどれだけ費用を払えるか、どんな体系で事業をやりたいかをふまえて選択的に単価を採用する方式をとっている。単価表の作成に当たっては、時間単位の取り扱い（30分／1時間等）、障害程度・障害状況による単価の差をつける場合の区分、それぞれの区分の利用者像等について協議した。また、事業者から市町による単価のばらつきで不公平感を指摘されないよう、どの単価をどういう理由で選択しているか、市町として説明できるよう、相互に方針を確認するとともに調整を行った。

■事業所への情報提供と具体的な運用

広域利用で生じる課題を解決するには、県内の事業者にも、同時に、分かりやすく、同じ情報を流す必要があると想定し、まず単価表と事業者が市町ごとの単価や方針を確認できる共通の説明資料を作成した上で、県主催・全市町協働の事業者向け説明会を開催し、請求事務にかかる県内各市町の方針説明を行った。

具体的な運用としては、個別サービスの上限時間を支給決定情報として登録し、事業所が受給者証をみて何時間契約するか確認し、契約するたびに、事業所が受給者証の契約欄に時間を記入することを義務付けた。（仮に上限時間を超えた場合には、最後に契約した事業所が責任

を負う。）

国の受給者証の様式を使い、備考欄に地域生活支援事業の内容も記入することで、利用者も事業者も複数の書類を管理するのではなく、1枚で手続きが完結するように配慮した。

また、事業所指定についても、特定の市町が指定した事業所を他の市町の利用者が使うときはどうするかといった課題があったため、調整会議において各市町と事業者が協定を締結することとした。また、移動支援は利用者に対して支給決定をする市町が決定するが、日中一時支援については、事業所所在市町が当該事業所の実施サービスに対する単価を設定する形をとった。

■市町協働の成果

支援費制度の導入により、現在サービスの利用がなくても、必要になればいつでもどこでもサービスが利用できる状態になったのに、今回の制度改正でそれが後退するのは避けたかった。市町協働で取り組んだことで、小規模市町に住む利用者でも、市町の枠にとらわれずサービスを利用できる従来の状況を維持できたことが良かった。

また、大きな市は早く方針決定をして情報提供してくれたので、小さい市町も早く準備しなければというインセンティブが働くようになり、制度施行の円滑化に調整会議が一役買ったものと思われる。何よりも、課題を共有する場を設定したことにより、情報を交換し、知恵を出し合い、市町が協働して地域力をつけていこうとする気概が生まれたことが大きな成果である。

